

別紙 納付金の算定方法

1 納付金の額について

納付金の額は、東ふ頭交流施設に係る飲食施設等設置スペースを、事業者が飲食施設運営者等に使用承認させた場合において、使用承認により使用することとなった店舗数に応じて決めるものとする。なお、店舗数は6店舗以上を想定しており、下記のとおりとする。

- (1) 店舗数が0～4の場合（下記2による店舗数が4.5未満）・・・1,700千円
- (2) 店舗数が5の場合（下記2による店舗数が4.5以上5.5未満）・・・2,150千円
- (3) 店舗数が6以上の場合（下記2による店舗数が5.5以上）・・・2,600千円

2 店舗数の算定方法

店舗数の算定方法は、年度単位で、日割りで算定するものとする（下記は算定方法の想定）。

月 ※	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	使用日数/365日 = 店舗数
1	使用日数：365日												365/365=1.00
2	使用日数：365日												365/365=1.00
3	使用日数：365日												365/365=1.00
4	使用日数：224日												224/365=0.61
5	使用日数：264日												264/365=0.72
6	使用日数：202日												202/365=0.55
													合計 4.88 店舗

※飲食施設等設置スペースを、使用承認により使用することとなった店舗（6店舗を想定）

3 納付金の支払金額の想定

納付金の支払いは、事業契約書により年4回に分けて支払うこととなる。支払日を6月、9月、12月、3月の各月末日の計4回とした場合で、当該年度の支払金額を上記1及び2により2,150千円とした場合の想定を以下に示す。

(1) 6月の支払金額

上記2の6月末時点で5店舗入っているため、店舗数が5の場合の金額（2,150千円）の1/4にあたる金額である537.5千円を支払う。

(2) 9月の支払金額

上記2の9月末時点で6店舗入っているため、店舗数が6の場合の金額（2,600千円）の1/4にあたる金額である650千円を支払う。

(3) 12月の支払金額

上記2の12月末時点で4店舗入っているため、店舗数が4の場合の金額（1,700千円）の1/4にあたる金額である425千円を支払う。

(4) 3月の支払金額

上記2の3月末時点の店舗の使用日数を合計し、1年間の日数で割ることで、年度当たりの店舗数を算定して、支払金額を確定する。上記2の例では年度あたり4.88店舗であり、上記1により店舗数が5の場合の2,150千円が当該年度の支払金額となる。

当該年度の支払金額から、既に支払っている金額を差し引いた額が、3月の支払金額又は還付額となるため、上記の例では3月は537.5千円を支払う。

$$2,150(\text{年額}) - 537.5(6\text{月}) - 650(9\text{月}) - 425(12\text{月}) = 537.5(3\text{月}) \quad (\text{単位：千円})$$